

2020(令和2)年度

教職課程のしおり

～ 教職をめざす学生のために ～

沖縄県立芸術大学 教職課程

目 次

1. 教職をめざす学生に	1
2. 教職課程とは	1
3. 教育職員免許状について	
1) 教育職員免許状について	2
2) 取得できる免許状の種類・教科	3
3) 教育職員免許状取得の所要資格	3
4) 教職課程の履修について	3
5) 教育職員免許状取得までの諸手続きについて	4
	教職課程年間予定表
4. 教職課程の単位修得について	
1) 教育職員免許状取得に関する基礎科目	5
2) 教職に関する科目	6
3) 教科に関する科目	7
4) 教科又は教職に関する科目	7
5. 履修方法について	
1) 教育職員免許状取得に関する基礎科目の履修方法	7
2) 教職に関する科目の履修方法	8
6. 教育実習について	
1) 教育実習とは	9
2) 教育実習前年度（標準年次3年次）における手続きについて	10
3) 教育実習実施年度（4年次）における手続きについて	10
7. 介護等体験について	
1) 介護等体験とは	12
2) 介護等体験の手続きおよび実施について	12
8. 教育職員免許状申請手続きについて	
1) 一括申請	14
2) 個人申請	14
9. 教員採用試験について	15
10. 小学校の教員になるには	16
11. 大学院の教職課程について	17
12. 専攻別教員免許状に必要な科目一覧 (教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項))	18
美術工芸学部	19
(1) 美術学科絵画専攻 中1種免(美術)、高1種免(美術)	20
(2) 美術学科彫刻専攻 中1種免(美術)、高1種免(美術)	21
(3) 美術学科芸術学専攻 中1種免(美術)、高1種免(美術)	22
(4) デザイン工芸学科デザイン専攻 中1種免(美術)、高1種免(美術)	23
(5) デザイン工芸学科 工芸専攻 中1種免(美術)、高1種免(美術)	24
(6) デザイン工芸学科 工芸専攻 高1種免(工芸)	
音楽学部	
(6) 音楽学科音楽表現専攻 中1種免(音楽)、高1種免(音楽)	25
(7) 音楽学科音楽文化専攻 中1種免(音楽)、高1種免(音楽)	27
(8) 音楽学科琉球芸能専攻 中1種免(音楽)、高1種免(音楽)	28

大学院造形芸術研究科	
(1) 生活造形専攻	29
(2) 環境造形専攻	30
(3) 比較芸術学専攻	31
大学院音楽芸術研究科	
(1) 舞台芸術専攻	32
(2) 演奏芸術専攻	32
(3) 音楽学専修・作曲専修	33

平成30年度「教職に関する科目」担当教員一覧

1. 教職をめざす学生に

教員は、人物・学力・指導能力いずれにおいても、優れた者であることが求められる。したがって、教職をめざす者は、教職や教科に関する専門知識だけではなく、豊かな教養と幅広い知識を身につけなければならない。しっかりした目標と意志をもって、計画的に学習し、授業にも積極的に出席することが必要である。さらには、教育者としての使命感と情熱、生徒に対する深い愛情を持つことが大切で、中途半端な気持ちで教職課程を履修することのないようにしてもらいたい。

今日の教育界は、いじめや不登校、非行、学力低下などの問題が山積し、学外からの学校批判や教員批判等があり、教員にかかるストレスも決して少なくない。実際、近年、ストレスなどの精神的な問題で休職している教員が増加していることも確かである。

また、近年の少子化の影響で教員採用枠は狭められ、現実に教員採用試験に合格するのは容易ではない。例えば、沖縄県の教員採用枠をみても、美術と音楽の分野で毎年それぞれ7～10人程度の採用としかなっていない。

このように、教職への道は厳しいものがあるが、「自分自身の将来を教育界に身をおいて子どもたちと共に歩みたい」、あるいは、「自ら教員になって様々な教育の問題を解決していきたい」という熱意と信念を持てる学生には、是非教職をめざして欲しいと思う。

現在、沖縄県の公立学校には、概算で本学卒業生の60人程度が本務教員として働き、補充教員の数も50人程度に達している。本学卒業生の出身地が北海道から沖縄までの広域に渡っているため、本学出身者の専任教員数が何人いるのかについては、正確な数字は把握できないが、全国には数多くの卒業生が専任教員として働いていると思われる。

このように、採用試験は難しいが、合格は頑張れば手の届くところにあり、決して合格不可能な試験ではない。もちろん、教職への道は決して甘くはないが、自分自身の目標をきちんと持って、大いにチャレンジして欲しいと思う。

2. 教職課程とは

教職課程は、教育職員（教員）免許状を取得するために設けられた課程である。この課程で必要な単位を修得し、免許状を取得しなければ教職に就くことはできない。

本学では、中学校教諭一種普通免許状（美術、音楽）、高等学校教諭一種免許状（美術、工芸、音楽）を取得することができる。教職課程を履修しようとする学生は、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、および「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の単位も修得しなければならない。所定の単位を修得した学生に対しては、教員免許状が各都道府県の教育委員会から授与されるので、必要な諸条件を満たした場合は、本学が一括して免許状取得申請の手続きを行う。

教職課程で修得した単位はその多くが卒業単位に含まれず、教職課程の科目を履修することは、それだけ負担が増えるということになる。また、本学の教職課程の講義への積極的出席が望まれ、授業ではグループ活動やレポート作成、履修カルテの作成などの課題も与えられる。

それでも、所定の単位を修得し、教育実習に臨んだ学生からは、「良い体験だった」、「実習に行っていて良かった」という意見が聞かれるように、人をつくる仕事に就いた喜びは大きいものがあり、挑戦する価値は十分にあると思われる。

3. 教育職員免許状について

1) 教育職員免許状について

教育職員免許法第3条第1項により、学校教育法における教員（大学・高専を除く）は、教育職員免許状を有する者でなければならないと定められている。したがって、教職に就こうとする者はこの免許状を取得しなければならない。

(1) 種類（教育職員免許法第4条）

教育職員免許状は、普通免許状と臨時免許状とに大別される。教諭には普通免許状が、助教諭には臨時免許状が必要であり、本学で取得できる免許状は**普通免許状**である。普通免許状は、基礎資格と取得すべき単位数により、**一種免許状**（学部で取得）と**専修免許状**（大学院で取得）に分かれている。

(2) 欠格条項（教育職員免許法第5条第1項）

- 一 18歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
- 三 成年被後見人又は被保佐人
- 四 禁錮以上の刑に処せられた者
- 五 公立学校の職員であって懲戒免職の処分を受けたことにより、免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 六 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 七 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 授与（教育職員免許法第5条第7項）

免許状は、一つの都道府県の教育委員会から授与される。

(4) 効力（教育職員免許法第9条第1項）

普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、すべての都道府県において有効である。国公立学校の別はない。

(5) 有効期間の更新（教育職員免許法第9条の2第1項）

普通免許状の有効期間を、その満了の際、その免許状を有する者の申請により更新することができる。

(6) 失効（教育職員免許法第10条第1項）

- 一 教育職員免許法第5条第1項第3号、第4号又は第7号に該当するに至ったとき。
- 二 公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき。
- 三 公立学校の教員であって、勤務実績が良くない、その職に必要な適格性を欠くとして分限免職の処分を受けたとき。

2) 取得できる免許状の種類・教科

教育職員免許法に定められている「教育の基礎的理解に関する科目等」並びに「教科及び教科の指導法に関する科目」に必要な科目の単位を修得し、かつ学士の学位を取得した者は、本人の申請に基づいて、**中学校教諭一種免許状**及び**高等学校教諭一種免許状**が都道府県教育委員会から授与される。

また、すでに中学校・高等学校の一種免許状を取得し、大学院修士課程において修士の学位を取得した者は、本人の申請に基づいて、**中学校教諭専修免許状**及び**高等学校教諭専修免許状**が都道府県教育委員会から授与される。各学科・専攻で取得できる免許状の種類・教科は次表のとおりである。

(1) 課程認定を受けている免許状の種類・教科（学部）

学部	学科・専攻	取得できる免許状の種類・教科	
		中学校一種	高等学校一種
美術工芸	美術学科、デザイン工芸学科	美術	美術
美術工芸	工芸専攻	美術	美術、工芸
音楽	音楽学科	音楽	音楽

(2) 課程認定を受けている免許状の種類・教科（大学院）

研究科	専攻	取得できる免許状の種類・教科	
		中学校専修	高等学校専修
造形芸術	生活造形専攻（デザイン専修）、環境造形専攻、比較芸術学専攻	美術	美術
造形芸術	生活造形専攻（工芸専修）	美術	工芸
音楽芸術	舞台芸術専攻、演奏芸術専攻、音楽学専攻	音楽	音楽

3) 教育職員免許状取得の所要資格

教育職員免許状を取得するための教育職員免許法上の所要資格は下記のとおりである。

【美術工芸学部・音楽学部 共通】

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数							介護等体験
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	※大学が独自に設定する科目	免許法施行規則第66条の6に定める科目				
					日本国憲法(※)	体育(※)	外国語コミュニケーション(※)	情報機器の操作(※)	
中学校一種	学士の学位を有すること	28	27	4	2	2	2	2	必修
高等学校一種	学士の学位を有すること	24	23	12	2	2	2	2	

(※)1年次から履修可能

4) 教職課程の履修について

(1) 教職課程を履修するには

教職課程を履修するには、他の科目と同様に登録期間に履修登録をしなければならない。

(2) 「教育の基礎的理解に関する科目等及び各教科の指導法」の履修登録についての注意

「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」は、学年によって履修できる科目が異なっている。8ページのカリキュラムツリーにしたがって、履修すること。2年次からの履修はかなり厳しくなること、原則3年次までの全ての科目の単位を修得してはじめて教育実習を履修できることを念頭において、計画的に履修しなければならない。

5)教育職員免許状取得までの諸手続きについて

教育職員免許状取得までの諸手続きについては下記のとおりとなる。

日程については学年暦および掲示板を確認すること。教職に関する学生への連絡は、すべて掲示によって行うので、常に全学教育センター掲示板で確認すること。

不参加や期日等に遅れた場合、手続きの受付は行わない。

教職課程年間予定表

2年次

4月上旬	介護等体験事前指導（事前指導、申込み、体験費用・保険料納入）
7月～2月 10月～3月	介護等体験（社会福祉施設・5日間） 介護等体験（特別支援学校・2日間） ※介護等体験は、2年次～4年次の間で行うことができる。

3年次

5月中旬	教育実習ガイダンス（仮登録、手続き説明、希望調査書記入）
6月上旬	教育実習希望校へ持参する挨拶状配付 （「教育実習ガイダンス」で手続きした学生のみ）
翌年1月	教育実習手続き状況掲示

4年次

5月上旬	教育実習事前指導（事前指導、実習費・保険料納入、調査票記入）
6月	教育実習（短期）（沖縄県内）[高等学校教員免許状取得希望者]
7月上旬～ 中旬	教育実習事後指導（教育実習体験発表、『龍樋』原稿提出） [対象：6月までに教育実習を終了した学生]
9月	教育実習（長期）（沖縄県内）[中学校及び高等学校教員免許状取得希望者]
10月下旬～ 11月上旬	教育実習事後指導（教育実習体験発表、『龍樋』原稿提出） [対象：9月までに教育実習を終了した学生]
12月上旬	教員免許状一括申請説明会 [対象：翌年3月に卒業または修了する学生]
12月上旬	教員免許状一括申請申込み受付（説明会の翌日～12月下旬）
翌年3月	一括申請者への教員免許状授与（卒業・修了式の当日）

4. 教職課程の単位修得について

1) 教育職員免許状取得に関する基礎科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」のほかに、下記の科目を履修しなければならない。なお、下記の科目は「全学教育科目」として開講している。

(1) 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

【全専攻共通】

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目		
科目区分	単位数	授業科目	単位数	履修方法
日本国憲法	【2単位】	日本国憲法	2	教職必修
体育	【2単位】	健康・運動理論	2	} この中から2単位教職必修 (運動実技を含むこと)
		健康・運動実技A	1	
		健康・運動実技B	1	
外国語コミュニケーション	【2単位】	英語Ⅰ	2	} この中から2単位教職必修
		英語Ⅱ	2	
		独語Ⅰ	2	
		独語Ⅱ	2	
		仏語Ⅰ	2	
		仏語Ⅱ	2	
		伊語Ⅰ	2	
		伊語Ⅱ	2	
		中国語Ⅰ	2	
		中国語Ⅱ	2	
情報機器の操作	【2単位】	コンピュータ情報論	2	教職必修

<補足>

上記(1)(2)の科目を卒業要件単位としてすでに履修済みの場合、教育職員免許状取得のためにはあらためて履修する必要はありません。

そのため、もし「英語Ⅰ」をすでに履修している場合は、独語Ⅰや中国語Ⅰなどあらためて取得しなくても、教職免許状取得の所要資格を満たします。

上記科目は、1年次より履修可能です。

2) 教育の基礎的理解に関する科目等及び各教科の指導法

本学の「教科の指導法に関する科目（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「教育の基礎的理解に関する科目」等、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」とその単位数は下表のとおりである。（「教育原理」「教育心理学」「特別支援教育」を除き、卒業単位とはならない）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設 授業科目	単位数	
科目	各科目に含める必要事項		中学 一種	高校 一種
教育の基礎的理解に関する科目	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む）	教職論	2	2
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び 思想	教育原理	2	2
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2	2
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む）	教育行政	2	2
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む）	教育課程	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法、教育相談等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む）の理論及び方法	生徒・進路指導論	2	2
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法	2	2
	・総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	2	2
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法	学校カウンセリング	2	2
	・特別活動の指導法	特別活動	2	2
	・道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法	2	
教科及び教科の指導法に関する科目	・各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む） ※注	美術科教育法Ⅰ 美術科教育法Ⅱ 美術科教育法Ⅲ（中一種免必修） 工芸科教育法 音楽科教育法Ⅰ 音楽科教育法Ⅱ 音楽科教育法Ⅲ（中一種免必修）	2 4 2	2 4 2 4 2 4 2
教育実践に関する科目		教育実習（長期） 教育実習（短期）	5	3
		教職実践演習（中・高）	2	2

※注 取得しようとする免許教科に応じて教科教育法を履修すること。2教科以上の免許状を取得するには、それぞれの教科教育法が必要である。

工芸免許状のみを取得希望の学生でも、「工芸科教育法」のほかに「美術科教育法Ⅰ・Ⅱ」も履修すること。

3) 教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)

「教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)」は免許状の教科ごとに定められている。各専攻での免許状に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)」については19ページ以降に記載されている各専攻の科目を修得していくこと。

各専攻の「教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)」は年度によって変更が生じる場合があるので注意すること。

4) 大学が独自に設定する科目

「大学が独自に設定する科目」とは、教育職員免許法により定められた教員免許状を取得するために必要な科目区分である。中学校の教員免許状を取得するためには4単位、高等学校の免許状を取得するためには12単位が必要である。

本学における「大学が独自に設定する科目」の所要単位は、上記の最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位をもって充てる。

※上記余剰単位は、3ページの「**3) 教育職員免許状取得の所要資格**」に掲げる単位数を超えた単位とする。

5. 履修方法について

1) 教育職員免許状取得に関する基礎科目の履修方法

(1) 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」(卒業要件単位となる)

以下の科目は、できるだけ早く、可能ならば1年次に履修することが望ましい。

授業科目	単位数	履修方法
日本国憲法	2	教職必修
健康・運動理論	2	この中から2単位教職必修(運動実技を含むこと)
健康・運動実技A	1	
健康・運動実技B	1	
英語Ⅰ	2	この中から2単位教職必修
英語Ⅱ	2	
独語Ⅰ	2	
独語Ⅱ	2	
仏語Ⅰ	2	
仏語Ⅱ	2	
伊語Ⅰ	2	
伊語Ⅱ	2	
中国語Ⅰ	2	
中国語Ⅱ	2	
コンピュータ情報論	2	教職必修

2) 教育の基礎的理解に関する科目等及び各教科の指導法の履修方法

教育の基礎的理解に関する科目等及び各教科の指導法は、学年によって履修できる科目が異なっている。以下のカリキュラムツリーにしたがって、履修すること。2年次からの履修はかなり厳しくなること、原則3年次までの全ての科目の単位を修得してはじめて教育実習を履修できることを念頭において、計画的に履修しなければならない。

授業科目	履修年次				備 考
	1年次	2年次	3年次	4年次	
教 育 原 理	○				
教 職 論	○				
特 別 支 援 教 育	○				
教 育 心 理 学		○			
教 育 方 法		○			
教 育 行 政		○			
教 育 課 程		○			
生 徒 ・ 進 路 指 導 論		○			
学 校 カ ウ ン セ リ ン グ			○		
総合的な学習の時間の指導法			○		
道 徳 の 理 論 及 び 指 導 法			○		中一種免必修
特 別 活 動			○		
美 術 科 教 育 法 I		○			
美 術 科 教 育 法 II			○		
美 術 科 教 育 法 III				○	中一種免必修、高一種免選択
工 芸 科 教 育 法			○		美術科教育法 I、II を履修済みか履修中であること。
音 楽 科 教 育 法 I		○			
音 楽 科 教 育 法 II			○		
音 楽 科 教 育 法 III				○	中一種免必修、高一種免選択
教 育 実 習 (長 期)				○	教育実習の履修条件をみたしていること。
教 育 実 習 (短 期)				○	教育実習の履修条件をみたしていること。
教 職 実 践 演 習 (中 ・ 高)				○	教育実習を終えていること。

※ 2年次以降の科目については、次年度のシラバス、開設科目表、時間割を確認すること。

6. 教育実習について

1) 教育実習とは

教育実習とは、教育職員免許状取得に必要な要件であり、それまでに学んだ知識をもとに、学校教育の現場で、教員としての知識・技能を現場の校長および指導教員のもとで修得することを目指している。

(1) 教育実習履修資格

- ①教育実習前年度に「教育実習ガイダンス（3年次以上対象）」に参加していること。
- ②下記の条件を満たしていること。

原則3年次までに履修すべき「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、および「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」のすべての科目を履修済みであること。＜美術工芸学部・音楽学部共通＞

(2) 教育実習校について

原則として出身校で行うこと

※自治体によって実習校の配置法は異なる。

(3) 教育実習の履修について

- ①教育実習を行うにあたっては前提条件が設定されている。条件を満たさない場合は教育実習を行うことはできない。また、美術工芸学部と音楽学部では条件が異なるので注意すること。
- ②中学校教諭一種免許状を取得する場合は、「教育実習（長期）」（15日間：3～4週間）を履修すること。
- ③高等学校教諭一種免許状のみを取得する場合は、「教育実習（短期）」（10日間：2週間）を履修すること。
- ④中学校・高等学校両方の免許状を取得する場合は、「校教育実習（長期）」（15日間：3～4週間）を履修すること。

高等学校での3～4週間の教育実習について

県内私立高等学校または県外公立・私立高等学校で教育実習を希望する学生で、当該高等学校が**15～20日間（3～4週間）の教育実習を受け入れる場合**は、当該高等学校での教育実習で中学校・高等学校両方の免許状を取得する場合に必要な教育実習の単位（5単位）を修得することができる。

ただし、中学校の免許状を取得するためには、「道徳の理論及び指導法」を履修し、かつ「介護等体験」を行わなければならない。

※上記実習については、教職課程専任教員に必ず相談すること。

※実習を履修登録する際は、「教育実習（長期）」として登録すること。

※沖縄県立の高等学校は基本的に3～4週間の教育実習を受け入れていない。

- ⑤**教育実習の事前・事後指導は、「教育実習（長期）」、「教育実習（短期）」の単位に含まれるので必ず出席すること。**

(4) 教育実習のおよその時期（期間）について

<実習時期>

①沖縄県内で実習を行う場合

中学校・・・ 9月第1週月曜日から3週間（15日間）

高等学校・・・ 6月第2月曜日から2週間（10日間）

※ただし、中学校の場合、第1週月曜日が始業式に当たる場合、翌週の月曜日から開始する。

※2学期制の実習校にあつては、上記実習時期と異なる場合がある。

②沖縄県外で行う場合

原則、沖縄県内の期間に合わせるが、実習校によって異なるので、実習校の指示に従うこと。

2)教育実習前年度(標準年次3年次)における手続きについて

(1) 教育実習ガイダンス

教育実習履修の前年度に、教育実習についての手続き方法等のガイダンスを行う。

当日は手続きに必要な書類を配付するので必ず出席すること。

日 時： 5月下旬（詳細は全学教育センター掲示板に公示する）

場 所： 一般教育棟教室

配付書類： 教育実習依頼に関する書類をガイダンス当日配付

(2) 各実習校への依頼

詳細の説明は、「教育実習ガイダンス」で行う。

ただし、県外において実習を希望する学生は、「教育実習ガイダンス」終了後すみやかに口頭による内諾を得て、正式な内諾手続きについて事務局教務学生課へ申し込むこと。

3)教育実習実施年度(4年次)における手続きについて

(1) 教育実習事前指導

①内容

- ・指導主事・学校現場の教員による講義
- ・教育実習に当たっての心構え
- ・教育実習関係書類の作成
- ・教育実習謝礼金の徴収
- ・保険料徴収（3年次までに保険に加入していない者のみ）

「学生教育研究災害傷害保険」と「学研災付帯賠償責任保険」の両方に加入すること。

②事前指導期間： 5月中旬の5日間

③日程・場所： 全学教育センター掲示板に公示する

※事前指導は教育実習の単位に含まれるので、原則1時間の欠席も認められない。

(2) 教育実習費等について

教育実習に伴い学生が負担する主な費用として、実習費（謝金）、給食費、その他実費（消耗品代等）があるが、最近では、ほとんどの実習校で実習費等が不要となっている。

なお、沖縄県内のほとんどの公立学校において実習費は不要となっているが、一部の実習校では、現在も以下のとおり徴収している。

中学校実習（3週間）：18,000円

高等学校実習（2週間）：12,000円 ※私立学校の場合は金額が変わることがある。

(3) 教育実習事後指導

①内容

・教育実習体験発表

②事後指導日程（詳細は全学教育センター掲示板に公示する）

・6月までに実習を終えた学生：7月上旬～7月下旬の土曜日 13：00～18：00

・9月までに実習を終えた学生：11月上旬～11月下旬の土曜日 13：00～18：00

③場所：一般教育棟教室

※事後指導は教育実習の単位に含まれるので、欠席は認められない。

(4) 「教育実習」の単位について

①中学校一種免許状を取得する場合

「教育実習」は5月実施の「教育実習事前指導」および7月あるいは11月実施の「教育実習事後指導」の**1単位**と教育実習（現場における実習）の**4単位**と合わせて**5単位**の修得が必要となる。

②高等学校一種免許状のみを取得する場合

「教育実習」は5月実施の「教育実習事前指導」および7月あるいは11月実施の「教育実習事後指導」による**1単位**と教育実習（現場における実習）による**2単位**とあわせて**3単位**の修得が必要となる。

(5) 教育実習中の欠勤・早退について

教育実習期間中の欠勤・早退は、基本的に認められないが、特別な事情により欠勤又は早退せざるを得ない場合は、各自で実習校担当教員に申し出ること。

(6) 教育実習事前・事後訪問

【事前訪問】

沖縄県内（本島内）の学校で実習を行う学生については、本学教員が事前に実習校を訪問する。実習生は各自の担当教員が決まり次第、教員へ挨拶に伺うこと。なお、各自の担当教員については、各専攻学科室から通知する。

【事後訪問（研究授業参観）】

沖縄県内の学校で実習を行う学生は、本学教員が実習校へのお礼と研究授業の参観（事後訪問）を行う。**実習が始まり、研究授業の日程が決まり次第、早急に事後訪問担当教員に連絡するとともに、事務局教務学生課へ研究授業の日程をFAXにて送付すること。**

(7) 教育実習の成績評価

教育実習事前・事後指導の出席状況、教育実習の内容、学習指導案の内容、出勤状況、当該実習校における教育実習成績評価に基づいて総合的に評価する。

(8) 教育実習の辞退について

教育実習の申込みをした学生は、原則として教育実習の辞退は認めない。ただし、やむを得ない理由で辞退する場合は、ただちに事務局教務学生課および教職課程専任教員に申し出ること。

また、履修条件を満たさない場合は登録を認めない。

7. 介護等体験について

1) 介護等体験とは

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成10年4月施行）第2条の規定により、小学校・中学校教諭免許状を取得するためには、7日間の介護等体験を行うことが義務づけられている。

2) 介護等体験の手続きおよび実施について

(1) 対象者

平成10年度以降に入学した学生で、中学校教諭免許状の取得を希望する者。

※平成9年度以前から継続して大学に在籍している者、すでに、小学校または中学校教諭免許状を取得している者は除く。

(2) 対象年次

原則として2年次に行う。ただし履修計画等により、2年次に行うことが困難な場合は3、4年次において実施してもよい。いずれの場合においても、**一度申込んだ場合取り下げ等は原則受け付けないので、確実に体験ができる年次で行うこと。**

(3) 体験先・体験日数

沖縄県立の特別支援学校	・・・	2日間	} 計 7日間
沖縄県内の社会福祉施設	・・・	5日間	

(4) 体験期間

7月～3月のうち受入先学校・施設等の指定する日

(5) 介護等体験事前指導（申込手続きを含む）

介護等体験の申込みは、体験の当該年度4月に行われる「介護等体験事前指導」を受けたいうえで、当日申し込みを受け付ける。**事前指導に出席しない者の申し込みは受け付けないので注意すること。**

介護等体験希望者についての詳細は下記のとおり。

介護等体験事前指導

日時： 4月上旬（全学教育センター掲示板に公示する）

時間： 17：40～

場所： 一般教育棟教室

介護等体験費用： 8,000円

介護等体験に伴う保険： 「学生教育研究災害傷害保険」と「学研災付帯賠償責任保険」の両方に加入すること。

申込方法： 事前指導終了後、介護等体験申込書、介護等体験費用を添えて申込みを行う。

注）事前指導には必ず出席すること。（**実習先から義務づけられている**）

注意

介護等体験の受入れの調整は、社会福祉施設については沖縄県社会福祉協議会、特別支援学校については沖縄県教育委員会が行う。介護等体験は体験先の施設・学校の好意により受け入れていただくものであり、日程については施設・学校側で充分調整したうえで決定される。希望を申し出た後での介護等体験の取り消し・日程の変更については、体験先の学校・施設等に多大な迷惑をかけることになるため、介護等体験を申し込む時点で、日程等についてあらゆるケースを想定し申し込むこと。取り消し・日程変更・欠勤・早退は、病気等によるやむを得ない場合を除き一切認められない。

(6) 体験先・日程の発表

社会福祉施設については、各専攻を通じて書類の配付を行う。（配付時期：6月下旬を予定）特別支援学校については、全学教育センター掲示板（管理棟中庭）に掲示する。

(7) 介護等体験事前手続き（社会福祉施設）

介護等体験先の発表後、配付文書をよく読んだうえで、体験実施2週間前までに各施設の実習担当者と連絡を取り、「介護等体験施設事前連絡確認書」を必ず事務局窓口へ提出すること。（施設でのオリエンテーションなどの連絡がある。）

連絡を忘れると介護等体験ができなくなるので充分注意すること。

(8) 健康診断書の提出

介護等体験を行うにあたり、体験先施設から「健康診断書」の提出が求められるので、本学で5月に実施される定期健康診断を必ず受診し、体験前に事務局窓口で診断書を受け取り、体験初日に施設に提出すること。定期健康診断を受診していない、できない場合、個別に健康診断を受ける必要が出てくる場合があるため、注意すること。

(9) 介護等体験の実施

各自が指定された日程で学校・施設で介護等体験を行う。事前指導で受けた注意事項を守り体験を行うこと。社会福祉施設実習後は、「介護等体験終了報告書」を必ず事務局窓口へ提出すること。

(10) 介護等体験の取り消し・日程変更

原則として介護等体験申し込み後の辞退・変更は認めない。

病気等によりやむを得ない理由で辞退する場合は、ただちに事務局教務学生課に申し出ること。体験実習直前や体験実習期間中の辞退は原則認めないが、病気等やむを得ない場合に限り、ただちに事務局教務学生課教職課程担当に連絡をとり、その旨を伝えて指示に従うこと。

なお、介護等体験7日間のうち、「特別支援学校」、「社会福祉施設」のいずれかの全日程を体験し、残りを辞退した場合、体験を行った分については証明書が発行される。ただし、次年度以降に社会福祉施設で介護等体験を行う場合は所定の手続きと体験費の納入が必要となる。

(11) 介護等体験証明書

介護等体験先の学校および施設において「介護等体験証明書」を発行（証明書1枚で、特別支援学校、社会福祉施設両方の証明印をもらう）してもらい、特別支援学校、及び社会福祉施設実習を終える度に、その「原本」を事務局窓口へ提出すること。

8. 教育職員免許状申請手続きについて

教育職員免許法で定める教育職員免許状取得の所要資格を満たした者は、都道府県教育委員会に申請することにより、免許状を取得することができる。申請の方法は下記の2つがあるが、卒業・修了時に免許状を取得するには「一括申請」をしなければならない。

1)一括申請

本学卒業・修了予定者で、教育職員免許状取得の所要資格を有する見込みの学生は、在学中に免許状の授与申請ができる。

本学が沖縄県教育委員会に一括申請を行うことにより、卒業・修了式当日に免許状が交付される。一括申請の手続きを行わないと、卒業・修了時に免許状を取得することができないので注意すること。

(1) 対象者

本年度中に教員免許状に必要なすべての単位（中学校免許の場合は「介護等体験」を含む）を修得する見込みであり、かつ本年度に卒業・修了する予定の学生。

(2) 教育職員免許状一括申請説明会

一括申請に必要な手続きについて説明し、申込書類を配付する。

日 時： 12月上旬予定（全学教育センター掲示板に公示する）

場 所： 一般教育棟教室

(3) 一括申請書類の提出

手続期間： 説明会の翌日 ～ 説明会時に指定した締切日（例年12月下旬）

場 所： 事務局窓口

(4) 一括申請に関する注意

一括申請をしても、当該年度に卒業・修了できない場合、また、教員免許状に必要な単位を満たしていない場合は、免許状は交付されない。留年した場合は次年度改めて申請をしなければならない。

卒業・修了までに免許状取得のために必要な単位はすべて修得できるように、教職課程履修要領、教職課程のしおり、成績証明書や履修カルテを活用しつつ、各自よく確認しておくこと。

(5) 免許状の交付

一括申請を行った学生は、卒業・修了式当日、事務局窓口で免許状を受け取ること。

受領の際は、卒業・修了後の住所等の記入と署名を行うこと。

2)個人申請

一括申請をしなかった場合は個人申請となる。その場合、免許状の授与は卒業年の4月以降となる。各自が卒業後に居住する都道府県教育委員会へ申請すること。

※都道府県教育委員会によって手続きや提出方法が異なるので、必ず各教育委員会ホームページ等で確認すること。

9. 教員採用試験について

公立中学校、高等学校の教員になるには

教員免許状を所有しているだけでは正規の教員になることはできない。専任の教員として子どもたちの前に立つためには次のような手続きが必要である。なお、沖縄県の教員採用試験の合格者（美術・音楽（中学、高等学校共通））は、平成25年度（実施試験）、美術4人・音楽10人、平成26年度（実施試験）は美術7人・音楽11人、平成27年度（実施試験）は美術10人・音楽11人、平成28年度（実施試験）は美術6人・音楽10人、平成29年度（実施試験）は美術7人・音楽7人、平成29年度（実施試験）は美術9人・音楽6人である。

また、本学の卒業生については、沖縄県平成29年度実施試験において音楽（中高共通）2人、美術（中高共通）3人、美術（特別支援学校中高共通）3人が、平成30年においては美術（中高共通）4人、音楽（特別支援学校中高共通）1人が合格している。加えて平成30年は学部現役生1人が県外において教員採用試験に合格した。

1. 教員免許状取得

2. 公立学校教員候補者選考試験（教員採用試験）の受験

（1）各都道府県、政令指定都市の教育委員会が実施する。

（2）試験実施要項を各自で取り寄せること。

（沖縄県公立学校教員候補者採用試験の「実施要項・受験願書」は、本学で交付する。）

（3）ほとんどが第一次試験、第二次試験を実施する。

（4）試験内容（平成29年度実施の沖縄県の場合）

第一次試験

○筆記試験（一般教養、教職教養、専門教科、音楽では音声による出題あり）

一般教養（自然科学、社会科学、人文科学等の分野）

教職教養（教育法規、教育原理、教育心理、学習指導、特別活動、道徳等）

専門教科（それぞれの受験教科に関する問題で、記述式もある）

第二次試験

○実技試験（美術科、音楽科は実施される）

第三次試験

○適性検査

○論文試験

○面接試験

○模擬授業

3. 教員採用候補者名簿登載

名簿の中からさまざまな事情を考慮して、順次採用される。

名簿登載の有効期限は1年で、年度中に正式採用者と不採用者に分かれるが、不採用者は補充教員として勤務し、通常2年目には正式採用されている。

10. 小学校の教員になるには

小学校の教員になるには

本学の教職課程は、中学校、高等学校の免許状を取得する課程であり、小学校の教員になるための課程認定は受けていない。したがって、本学では小学校教諭の免許状を取得することはできない。

しかし、本学の卒業を基礎資格として、次の方法で小学校の免許状を取得することができる。また、本学で修得した教養科目、専門科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び各教科の指導法の単位の一部は、小学校教諭免許状に流用することができる。最近、本学を卒業後、通信教育等で小学校教諭の免許状を取得し、小学校の教員採用試験を受ける人が増えてきている。ちなみに、沖縄県の小学校教員採用試験の合格者は、平成26年度（実施試験）は223人、平成27年度（実施試験）は2234人、平成28年度（実施試験）は225人、平成29年度（実施試験）は238人、平成30年度（実施試験）は、236人である。

沖縄県教育委員会が大学別の合格者数を公表していなかった時期もあったため、正確な人数は把握できないが、過去に本学の卒業生が2次試験に合格した例がある。今後も、小学校教員を希望する学生が増えると考えられる。そのことから、本学には小学校の教員を希望する学生もいるので、小学校教諭免許状の取得方法を説明する。（※文中の年度は採用予定年度であり、試験の実施時期は各前年度である。）

1. 現職教員で取得

中学校、高等学校の教員採用試験に合格し、小学校の図画・工作、音楽の専科教員として勤務している間に、都道府県教育委員会の指導の下で必要単位を修得する。

2. 小学校教員資格認定試験（教員資格認定試験規程 「教育小六法」を参照）

（1）国家試験で小学校教諭二種免許状を取得できる。受験資格は下記のとおり。

①高等学校を卒業し、満20歳以上の者。

②大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上を修得した者。

（2）認定試験は毎年、教育学部のある国立大学で行われる。会場と実施要項は文部科学省ホームページ等で確認すること。

3. 通信教育

本学を卒業後、小学校教諭免許状を取得できる課程認定を受けている大学の通信教育部に入学または編入して取得できる。課程認定を受けている大学として、玉川大学、明星大学、創価大学、佛教大学、日本女子大学などがある。

最後に、いずれにしても卒業後、あらたに小学校の免許状を取得し、小学校教員になるためには、時間的、経済的にも多くの制約があり、さまざまな困難をのり越えなければならない。しかし、小学校教員は、中学校、高等学校教員にはないユニークで魅力のある職業であることも事実である。さらに詳しいことは本学教職課程専任教員に問い合わせること。

11. 大学院の教職課程について

大学院修士課程において取得できる教育職員免許状には、**中学校教諭専修免許状（美術・音楽）**、**高等学校教諭専修免許状（美術・工芸・音楽）**がある。これは、一種免許状取得を前提として授与される上級の免許状である。各研究科・専攻ごとの取得できる免許状の種類・教科は3ページに記載してある。

専修免許状の取得は以下の方法による。造形芸術研究科と音楽芸術研究科では条件が異なるので注意すること。

各専攻での免許状に必要な科目については29ページ以降に記載されている各専攻の科目を履修すること。

<造形芸術研究科>

- ①修士の学位を有すること。又は大学院に1年以上在学し30単位以上を修得すること。
- ②学部で美術（中学校・高等学校）、工芸（高等学校）一種免許状を取得済みであること。
- ③修得すべき科目、単位の細目及び履修方法は「研究科履修案内」を参照すること。
- ④学部で美術・工芸の一種免許状を未取得の学生は、学部開設の「教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の中から原則として**7単位**に限り履修することができる。ただし、研究科長が研究科委員会の議を経て認めた場合は、7単位を超えて履修することができる。

<音楽芸術研究科>

- ①修士の学位を有すること。又は大学院に1年以上在学し、各専攻に定められた修了要件単位以上を修得する。
- ②学部で音楽（中学校・高等学校）一種免許状を取得済みであること。
- ③修得すべき科目、単位の細目及び履修方法は「研究科履修案内」を参照すること。
- ④学部で音楽の一種免許状を未取得の学生は、学部開設の「教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の中から**7単位**に限り履修を認める。

※学部で取得した一種免許状の教科と、大学院で取得しようとする専修免許状の教科が違う場合、専修免許状は取得できない。

12. 専攻別教育職員免許状取得に必要な科目一覧

このページ以降の内容は、各専攻別に教育職員免許状取得に必要な科目のうち「**教科に関する科目**」を中心に記載しているので、各自専攻のページを参照すること。

「教育職員免許状取得に関する基礎科目」、「教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」（以上両学部全専攻共通）については5～8ページを参照すること。

※科目一覧の見方（履修方法について）

必修 教員の免許状取得のための必修科目

選択 教員の免許状取得のための選択科目

美術学科絵画専攻							
教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)							
免許法施行規則に定める科目区分	中学校1種免許(美術)			高等学校1種免許(美術)			
	授業科目 (※網掛け：一般的包括的な内容を含む科目)	単位数		授業科目 (※網掛け：一般的包括的な内容を含む科目)	単位数		
		必	選		必	選	
絵画(映像メディア表現を含む。)	絵画基礎	5		絵画基礎	5		
	日本画Ⅰ	6		日本画Ⅰ	6		
	日本画Ⅱ-Ⅰ	6		日本画Ⅱ-Ⅰ	6		
	日本画Ⅱ-Ⅱ	7		日本画Ⅱ-Ⅱ	7		
	日本画Ⅲ-Ⅰ	6		日本画Ⅲ-Ⅰ	6		
	日本画履修者			日本画履修者			
	油画Ⅰ	7		油画Ⅰ	7		
	油画Ⅱ-Ⅰ	6		油画Ⅱ-Ⅰ	6		
	油画Ⅱ-Ⅱ	7		油画Ⅱ-Ⅱ	7		
	油画Ⅲ-Ⅰ	7		油画Ⅲ-Ⅰ	7		
	油画履修者			油画履修者			
	彫刻	彫刻(絵)	2		彫刻(絵)	2	
	デザイン(映像メディア表現を含む。)	デザイン(絵)	2		デザイン(絵)	2	
		装丁実習	1		装丁実習	1	
空間デザイン		1		空間デザイン	1		
工芸	工芸(絵)	2					
	箔	2					
	染	2					
美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	日本美術史	2		日本美術史	2		
	東洋美術史	2		東洋美術史	2		
	芸術学	2		芸術学	2		
	芸術心理学	2		芸術心理学	2		
	一般芸術学	2		一般芸術学	2		
	美学	2		美学	2		
	これら4科目から1科目選択必修			これら4科目から1科目選択必修			
	西洋美術史A	2		西洋美術史A	2		
	西洋美術史B	2		西洋美術史B	2		
	これら2科目から1科目選択必修			これら2科目から1科目選択必修			

※アンダーラインは教員免許取得のための必修科目

美術学科彫刻専攻				
教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)				
免許法施行規則に定める科目区分	中学校1種免許(美術)		高等学校1種免許(美術)	
	授業科目 (※網掛け：一般的包括的な内容を含む科目)	単位数	授業科目 (※網掛け：一般的包括的な内容を含む科目)	単位数
		必 選		必 選
絵画 (映像メディア表現を含む。)	<u>デッサン</u>	1	<u>デッサン</u>	1
	<u>絵画 (彫)</u>	2	<u>絵画 (彫)</u>	2
彫刻	<u>彫刻 I-I</u>	5	<u>彫刻 I-I</u>	5
	<u>彫刻 I-II</u>	7	<u>彫刻 I-II</u>	7
	<u>彫刻 II-I</u>	6	<u>彫刻 II-I</u>	6
	<u>彫刻 II-II</u>	6	<u>彫刻 II-II</u>	6
デザイン (映像メディア表現を含む。)	<u>デザイン(彫)</u>	2	<u>デザイン (彫)</u>	2
	<u>構成</u>	1	<u>構成</u>	1
工芸	<u>工芸 (彫)</u>	2		
	<u>鍛造</u>	1		
	<u>鋳造</u>	1		
美術理論及び美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	<u>日本美術史</u>	2	<u>日本美術史</u>	2
	<u>東洋美術史</u>	2	<u>東洋美術史</u>	2
	<u>芸術学</u>	2	<u>芸術学</u>	2
	<u>芸術心理学</u>	2	<u>芸術心理学</u>	2
	<u>一般芸術学</u>	2	<u>一般芸術学</u>	2
	<u>美学</u>	2	<u>美学</u>	2
	これら4科目から1科目選択必修		これら4科目から1科目選択必修	
	<u>西洋美術史A</u>	2	<u>西洋美術史A</u>	2
	<u>西洋美術史B</u>	2	<u>西洋美術史B</u>	2
	これら2科目から1科目選択必修		これら2科目から1科目選択必修	
<u>美術解剖学 I (骨)</u>	2	<u>美術解剖学 I (骨)</u>	2	
<u>美術解剖学 II (筋)</u>	2	<u>美術解剖学 II (筋)</u>	2	

※アンダーラインは教員免許取得のための必修科目

美術学科芸術学専攻						
教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)						
免許法施行規則に定める科目区分	中学校1種免許(美術)			高等学校1種免許(美術)		
	授業科目 (※網掛け：一般的包括的な内容を含む科目)	単位数		授業科目 (※網掛け：一般的包括的な内容を含む科目)	単位数	
		必	選		必	選
絵画 (映像メディア表現を含む。)	<u>素描(芸)</u>	2		<u>素描(芸)</u>	2	
	<u>絵画(芸)</u>	2		<u>絵画(芸)</u>	2	
	<u>実技研究 (絵画)</u>	3		<u>実技研究 (絵画)</u>	3	
彫刻	<u>彫刻(芸)</u>	2		<u>彫刻(芸)</u>	2	
	彫刻演習A	2		彫刻演習A	2	
	彫刻演習B これら2科目から1科目選択必修	2		彫刻演習B これら2科目から1科目選択必修	2	
デザイン (映像メディア表現を含む。)	<u>デザイン(芸)</u>	2		<u>デザイン(芸)</u>	2	
	デザイン演習A	2		デザイン演習A	2	
	デザイン演習B これら2科目から1科目選択必修	2		デザイン演習B これら2科目から1科目選択必修	2	
工芸	<u>工芸(芸)</u>	2				
	工芸演習A	2				
	工芸演習B	2				
美術理論及び美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	<u>日本美術史</u>	2		<u>日本美術史</u>	2	
	<u>東洋美術史</u>	2		<u>東洋美術史</u>	2	
	芸術学	2		芸術学	2	
	芸術心理学	2		芸術心理学	2	
	一般芸術学	2		一般芸術学	2	
	美学	2		美学	2	
	これら4科目から1科目選択必修			これら4科目から1科目選択必修		
	<u>西洋美術史A</u>	2		<u>西洋美術史A</u>	2	
	<u>西洋美術史B</u> これら2科目から1科目選択必修	2		<u>西洋美術史B</u> これら2科目から1科目選択必修	2	
	美学特講	2		美学特講	2	
芸術学特講	2		芸術学特講	2		
日本美術史特講	2		日本美術史特講	2		
東洋美術史特講	2		東洋美術史特講	2		
西洋美術史特講	2		西洋美術史特講	2		
比較芸術学特講 これら6科目から3科目選択必修	2		比較芸術学特講 これら6科目から3科目選択必修	2		

※アンダーラインは教員免許取得のための必修科目

デザイン工芸学科デザイン専攻						
教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)						
免許法施行規則に定める科目区分	中学校1種免許(美術)			高等学校1種免許(美術)		
	授業科目 (※網掛け：一般的包括的な内容を含む科目)	単位数 必 選		授業科目 (※網掛け：一般的包括的な内容を含む科目)	単位数 必 選	
絵画 (映像メディア表現を含む。)	絵画 (デ)	2		絵画 (デ)	2	
	素描 (デ)	1		素描 (デ)	1	
	色彩構成	2		色彩構成	2	
彫刻	彫刻 (デ)	2		彫刻 (デ)	2	
	立体造形 (デ)	2		立体造形 (デ)	2	
デザイン (映像メディア表現を含む。)	デザインⅠ	3		デザインⅠ	3	
	空間構成	2		空間構成	2	
	デザインⅡ-Ⅰ	7		デザインⅡ-Ⅰ	7	
	デザインⅡ-Ⅱ	7		デザインⅡ-Ⅱ	7	
	デザインⅢ-Ⅰ	7		デザインⅢ-Ⅰ	7	
	デザインⅢ-Ⅱ	7		デザインⅢ-Ⅱ	7	
工芸	工芸 (デ)	2				
	木工芸基礎	2				
美術理論及び美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	日本美術史	2		日本美術史	2	
	東洋美術史	2		東洋美術史	2	
	芸術学	2		芸術学	2	
	芸術心理学	2		芸術心理学	2	
	一般芸術学	2		一般芸術学	2	
	美学	2		美学	2	
	これら4科目から1科目選択必修			これら4科目から1科目選択必修		
	西洋美術史A	2		西洋美術史A	2	
	西洋美術史B	2		西洋美術史B	2	
	これら2科目から1科目選択必修			これら2科目から1科目選択必修		

※アンダーラインは教員免許取得のための必修科目

デザイン工芸学科工芸専攻

教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)

免許法施行規則に定める科目区分	中学校1種免許(美術)			高等学校1種免許(美術)		
	授業科目 (※網掛け：一般的包括的な内容を含む科目)	単位数		授業科目 (※網掛け：一般的包括的な内容を含む科目)	単位数	
		必	選		必	選
絵画(映像メディア表現を含む。)	描写	1		描写	1	
	絵画(工)	2		絵画(工)	2	
	色彩	1		色彩	1	
	版画	1		版画	1	
彫刻	彫刻(工)	2		彫刻(工)	2	
	立体造形(工)	1		立体造形(工)	1	
デザイン(映像メディア表現を含む。)	デザイン(工)	2		デザイン(工)	2	
	立体構成	1		立体構成	1	
	デザインと素材	1		デザインと素材	1	
工芸	工芸Ⅰ	7				
	工芸Ⅱ	5				
	陶芸Ⅰ 陶芸分野履修者	7				
	染Ⅰ 染分野履修者	7				
	織Ⅰ 織分野履修者	7				
漆芸Ⅰ 漆芸分野履修者	7					
美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	日本美術史	2		日本美術史	2	
	東洋美術史	2		東洋美術史	2	
	芸術学	2		芸術学	2	
	芸術心理学	2		芸術心理学	2	
	一般芸術学	2		一般芸術学	2	
	美学	2		美学	2	
	これら4科目から1科目選択必修					
	西洋美術史A	2		西洋美術史A	2	
西洋美術史B	2		西洋美術史B	2		
これら2科目から1科目選択必修						
色彩論	2		色彩論	2		

※アンダーラインは教員免許取得のための必修科目

※高校免許を取得する場合、上記「美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)」の内から14単位(7科目)を修得する必要があります。

デザイン工芸学科工芸専攻				
教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)				
免許法施行規則に定める科目区分	高等学校1種免許(工芸)			
	授業科目	単位数		
	(※網掛け：一般的包括的な内容を含む科)	必	選	
図法及び製図	図法及び製図A	2		
	図法及び製図B	2		
デザイン	デザイン(工)	2		
	立体構成	1		
	デザインと素材	1		
工芸制作(プロダクト制作を含む。)	工芸Ⅰ	7		
	工芸Ⅱ	5		
	陶芸Ⅰ	7		
	陶芸Ⅱ	13		
		陶芸分野履修者		
	染Ⅰ	7		
	染Ⅱ	13		
		染分野履修者		
	織Ⅰ	7		
	織Ⅱ	13		
	織分野履修者			
漆芸Ⅰ	7			
漆芸Ⅱ	13			
	漆芸分野履修者			
工芸理論、デザイン理論及び美術史 (鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)	工芸史	2		
	デザイン史	2		
	日本美術史	2		
	東洋美術史	2		
	西洋美術史A	2		
	西洋美術史B	2		
		これら2科目から1科目選択必修	2	
	クラフトデザイン計画	2		
	ビジュアルデザイン論	2		
	視覚伝達論A(印刷)	2		
	視覚伝達論B(映像)	2		
		これら4科目から2科目選択必修		
	色彩論	2		
	陶磁史	2		
染織工芸史	2			
生活造形論	2			
装飾論	2			
漆芸論	2			
	これら6科目から3科目選択必修			

※アンダーラインは教員免許取得のための必修科目

音楽学科音楽表現専攻 (p. 25～26にまたがっています)

教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)

免許法施行規則に定める科目区分	中学校1種免許(音楽)			高等学校1種免許(音楽)		
	授業科目 (※網掛け：一般的包括的な内容を含む科目)	単位数		授業科目 (※網掛け：一般的包括的な内容を含む科目)	単位数	
		必	選		必	選
ソルフェージュ	<u>ソルフェージュⅠ(表)</u>	1		<u>ソルフェージュⅠ(表)</u>	1	
	<u>ソルフェージュⅡ(表)</u>	1		<u>ソルフェージュⅡ(表)</u>	1	
	<u>ソルフェージュⅢ(表)</u>	1		<u>ソルフェージュⅢ(表)</u>	1	
	<u>ソルフェージュ(表)Ⅳ</u>	1		<u>ソルフェージュ(表)Ⅳ</u>	1	
声乐(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	<u>声乐実技Ⅰ</u>	3		<u>声乐実技Ⅰ</u>	3	
	<u>声乐実技Ⅱ</u>	3		<u>声乐実技Ⅱ</u>	3	
	声乐実技Ⅲ		3	声乐実技Ⅲ		3
	声乐実技Ⅳ		3	声乐実技Ⅳ		3
	<u>合唱Ⅰ</u>	1		<u>合唱Ⅰ</u>	1	
	<u>合唱Ⅱ</u>	1		<u>合唱Ⅱ</u>	1	
	合唱Ⅲ		1	合唱Ⅲ		1
	合唱Ⅳ		1	合唱Ⅳ		1
	声乐コース履修者			声乐コース履修者		
	<u>副科声乐Ⅰ(表)</u>	1		<u>副科声乐Ⅰ(表)</u>	1	
	<u>副科声乐Ⅱ(表)</u>	1		<u>副科声乐Ⅱ(表)</u>	1	
	ピアノ、弦楽、管打楽及び作曲理論コース履修者			ピアノ、弦楽、管打楽及び作曲理論コース履修者		
	<u>副科合唱Ⅰ</u>	1		<u>副科合唱Ⅰ</u>	1	
<u>副科合唱Ⅱ</u>	1		<u>副科合唱Ⅱ</u>	1		
ピアノ、弦楽、管打楽及び作曲理論コース履修者(専門共通科目)			ピアノ、弦楽、管打楽及び作曲理論コース履修者(専門共通科目)			
器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	<u>副科ピアノⅠ(表)</u>	1		<u>副科ピアノⅠ(表)</u>	1	
	<u>副科ピアノⅡ(表)</u>	1		<u>副科ピアノⅡ(表)</u>	1	
	<u>副科ピアノⅢ(表)</u>	1		<u>副科ピアノⅢ(表)</u>	1	
	<u>副科ピアノⅣ(表)</u>	1		<u>副科ピアノⅣ(表)</u>	1	
	声乐、弦楽、管打楽及び作曲理論コース履修者			声乐、弦楽、管打楽及び作曲理論コース履修者		
	<u>ピアノ実技Ⅰ</u>	3		<u>ピアノ実技Ⅰ</u>	3	
	<u>ピアノ実技Ⅱ</u>	3		<u>ピアノ実技Ⅱ</u>	3	
	ピアノ実技Ⅲ		3	ピアノ実技Ⅲ		3
	ピアノ実技Ⅳ		3	ピアノ実技Ⅳ		3
	<u>ピアノ重奏Ⅰ</u>	1		<u>ピアノ重奏Ⅰ</u>	1	
	<u>ピアノ重奏Ⅱ</u>	1		<u>ピアノ重奏Ⅱ</u>	1	
	<u>伴奏法Ⅰ</u>	1		<u>伴奏法Ⅰ</u>	1	
	<u>伴奏法Ⅱ</u>	1		<u>伴奏法Ⅱ</u>	1	
	伴奏法Ⅲ		1	伴奏法Ⅲ		1
	伴奏法Ⅳ		1	伴奏法Ⅳ		1
	ピアノコース履修者			ピアノコース履修者		

※アンダーラインは教員免許取得のための必修科目

教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)

免許法施行規則に定める科目区分	中学校1種免許(音楽)		高等学校1種免許(音楽)	
	授業科目 (※網掛け：一般的包括的な内容を含む科目)	単位数	授業科目 (※網掛け：一般的包括的な内容を含む科目)	単位数
		必		選
器楽 (合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	弦楽実技Ⅰ	3	弦楽実技Ⅰ	3
	弦楽実技Ⅱ	3	弦楽実技Ⅱ	3
	弦楽実技Ⅲ	3	弦楽実技Ⅲ	3
	弦楽実技Ⅳ	3	弦楽実技Ⅳ	3
	弦楽合奏Ⅰ	1	弦楽合奏Ⅰ	1
	弦楽合奏Ⅱ	1	弦楽合奏Ⅱ	1
	弦楽合奏Ⅲ	1	弦楽合奏Ⅲ	1
	弦楽合奏Ⅳ	1	弦楽合奏Ⅳ	1
	弦楽コース履修者		弦楽コース履修者	
	管打楽実技Ⅰ	3	管打楽実技Ⅰ	3
	管打楽実技Ⅱ	3	管打楽実技Ⅱ	3
	管打楽実技Ⅲ	3	管打楽実技Ⅲ	3
	管打楽実技Ⅳ	3	管打楽実技Ⅳ	3
	管打合奏Ⅰ	1	管打合奏Ⅰ	1
	管打合奏Ⅱ	1	管打合奏Ⅱ	1
	管打合奏Ⅲ	1	管打合奏Ⅲ	1
	管打合奏Ⅳ	1	管打合奏Ⅳ	1
	管打楽コース履修者		管打楽コース履修者	
	副科実技Ⅰ (和楽器)	1	副科実技Ⅰ (和楽器)	1
	副科実技Ⅱ (和楽器)	1	副科実技Ⅱ (和楽器)	1
専門共通科目		専門共通科目		
器楽合奏Ⅰ	1	器楽合奏Ⅰ	1	
器楽合奏Ⅱ	1	器楽合奏Ⅱ	1	
声楽、ピアノ、弦楽及び 作曲理論コース履修者(専門共通科目)		声楽、ピアノ、弦楽及び 作曲理論コース履修者(専門共通科目)		
指揮法	指揮法 (表)	2	指揮法 (表)	2
音楽理論、作曲法 (編曲法を含む。) 及び音楽史 (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	和声Ⅰ (表)	2	和声Ⅰ (表)	2
	和声Ⅱ (表)	2	和声Ⅱ (表)	2
	和声Ⅲ (表)	2	和声Ⅲ (表)	2
	和声Ⅳ (表)	2	和声Ⅳ (表)	2
	声楽、ピアノ、弦楽及び 管打楽コース履修者 (作曲法 (編曲法) を含む。)		声楽、ピアノ、弦楽及び 管打楽コース履修者 (作曲法 (編曲法) を含む。)	
	作曲実技Ⅰ	3	作曲実技Ⅰ	3
	作曲実技Ⅱ	3	作曲実技Ⅱ	3
	作曲実技Ⅲ	3	作曲実技Ⅲ	3
	作曲実技Ⅳ	3	作曲実技Ⅳ	3
	作曲演習Ⅰ	1	作曲演習Ⅰ	1
	作曲演習Ⅱ	1	作曲演習Ⅱ	1
	作曲演習Ⅲ	1	作曲演習Ⅲ	1
	作曲演習Ⅳ	1	作曲演習Ⅳ	1
	作曲理論コース履修者		作曲理論コース履修者	
	楽曲分析Ⅰ (表)	2	楽曲分析Ⅰ (表)	2
	楽曲分析Ⅱ (表)	2	楽曲分析Ⅱ (表)	2
西洋音楽通史A	2	西洋音楽通史A	2	
西洋音楽通史B	2	西洋音楽通史B	2	
日本・東洋音楽史	2	日本・東洋音楽史	2	

*アンダーラインは教員免許取得のための必修科目

音楽学科音楽文化専攻						
教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)						
免許法施行規則に定める科目区分	中学校1種免許(音楽)			高等学校1種免許(音楽)		
	授業科目 (※網掛け：一般的包括的な内容を含む科目)	単位数		授業科目 (※網掛け：一般的包括的な内容を含む科目)	単位数	
		必	選		必	選
ソルフェージュ	ソルフェージュⅠ(文)	1		ソルフェージュⅠ(文)	1	
	ソルフェージュⅡ(文)	1		ソルフェージュⅡ(文)	1	
	ソルフェージュⅢ(文)	1		ソルフェージュⅢ(文)	1	
	ソルフェージュⅣ(文)	1		ソルフェージュⅣ(文)	1	
声乐(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む)	副科声乐Ⅰ(文)	1		副科声乐Ⅰ(文)	1	
	副科声乐Ⅱ(文)	1		副科声乐Ⅱ(文)	1	
	副科合唱Ⅰ	1		副科合唱Ⅰ	1	
	副科合唱Ⅱ	1		副科合唱Ⅱ	1	
			専門共通科目			専門共通科目
器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む)	副科ピアノⅠ(文)	1		副科ピアノⅠ(文)	1	
	副科ピアノⅡ(文)	1		副科ピアノⅡ(文)	1	
	副科ピアノⅢ(文)	1		副科ピアノⅢ(文)	1	1
	副科ピアノⅣ(文)	1		副科ピアノⅣ(文)	1	1
	副科実技Ⅰ(和楽器)	1		副科実技Ⅰ(和楽器)	1	
	副科実技Ⅱ(和楽器)	1		副科実技Ⅱ(和楽器)	1	
	器楽合奏Ⅰ	1		器楽合奏Ⅰ	1	
	器楽合奏Ⅱ	1		器楽合奏Ⅱ	1	
			専門共通科目			専門共通科目
指揮法	指揮法(文)	2		指揮法(文)	2	
音楽理論、作曲法(編曲を含む)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む)	和声Ⅰ(文)	2		和声Ⅰ(文)	2	
	和声Ⅱ(文)	2		和声Ⅱ(文)	2	
	和声Ⅲ(文)	2		和声Ⅲ(文)	2	
	和声Ⅳ(文)	2		和声Ⅳ(文)	2	
	(作曲法(編曲法)を含む。)			(作曲法(編曲法)を含む。)		
	楽曲分析Ⅰ(文)	2		楽曲分析Ⅰ(文)	2	
	楽曲分析Ⅱ(文)	2		楽曲分析Ⅱ(文)	2	
	西洋音楽史講義A	2		西洋音楽史講義A	2	
	西洋音楽史講義B	2		西洋音楽史講義B	2	
	日本音楽史A	2		日本音楽史A	2	
	日本音楽史B	2		日本音楽史B	2	2
	民族音楽学A	2		民族音楽学A	2	
	民族音楽学B	2		民族音楽学B	2	2
	楽劇理論A	2		楽劇理論A	2	
楽劇理論B	2		楽劇理論B	2	2	

※アンダーラインは教員免許取得のための必修科目

音楽学科琉球芸能専攻						
教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)						
免許法施行規則に定める科目区分	中学校1種免許(音楽)			高等学校1種免許(音楽)		
	授業科目 (※網掛け：一般的包括的な内容を含む科目)	単位数 必 選		授業科目 (※網掛け：一般的包括的な内容を含む科目)	単位数 必 選	
ソルフェージュ	ソルフェージュⅠ(琉)	1		ソルフェージュⅠ(琉)	1	
	ソルフェージュⅡ(琉)	1		ソルフェージュⅡ(琉)	1	
	ソルフェージュⅢ(琉)	1		ソルフェージュⅢ(琉)	1	
	ソルフェージュⅣ(琉)	1		ソルフェージュⅣ(琉)	1	
声乐(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む)	副科声乐Ⅰ(琉)	1		副科声乐Ⅰ(琉)	1	
	副科声乐Ⅱ(琉)	1		副科声乐Ⅱ(琉)	1	
	副科合唱Ⅰ	1		副科合唱Ⅰ	1	
	副科合唱Ⅱ	1		副科合唱Ⅱ	1	
	専門共通科目			専門共通科目		
器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む)	副科ピアノⅠ(琉)	1		副科ピアノⅠ(琉)	1	
	副科ピアノⅡ(琉)	1		副科ピアノⅡ(琉)	1	
	副科ピアノⅢ(琉)		1	副科ピアノⅢ(琉)		1
	副科ピアノⅣ(琉)		1	副科ピアノⅣ(琉)		1
	いずれか1科目選択必修			いずれか1科目選択必修		
	琉球古典音楽実技Ⅰ	3		琉球古典音楽実技Ⅰ	3	
	琉球古典音楽実技Ⅱ	3		琉球古典音楽実技Ⅱ	3	
	琉球古典音楽コース履修者			琉球古典音楽コース履修者		
	関連歌三線実技Ⅰ	1		関連歌三線実技Ⅰ	1	
	関連歌三線実技Ⅱ	1		関連歌三線実技Ⅱ	1	
琉球舞踊組踊コース履修者			琉球舞踊組踊コース履修者			
指揮法	地謡実技Ⅰ	1		地謡実技Ⅰ	1	
	地謡実技Ⅱ	1		地謡実技Ⅱ	1	
音楽理論、作曲法(編曲を含む)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む)	指揮法(琉)	2		指揮法(琉)	2	
	日本・東洋音楽史	2		日本・東洋音楽史	2	
	詞章研究Ⅰ		2	詞章研究Ⅰ		2
	詞章研究Ⅱ		2	詞章研究Ⅱ		2
	詞章研究Ⅲ		2	詞章研究Ⅲ		2
	西洋音楽理論Ⅰ	2		西洋音楽理論Ⅰ	2	
	西洋音楽理論Ⅱ	2		西洋音楽理論Ⅱ	2	
	西洋音楽理論Ⅲ	2		西洋音楽理論Ⅲ	2	
西洋音楽理論Ⅳ (作曲法(編曲法)を含む。)	2		西洋音楽理論Ⅳ (作曲法(編曲法)を含む。)	2		
西洋音楽史概論	2		西洋音楽史概論	2		

※アンダーラインは教員免許取得のための必修科目

教職課程表（専修免許状に必要な専門教育科目）

生活造形専攻

専修免許状	授業科目	工芸専修	デザイン専修	必要単位数
中学校教諭専修免許状 (美術)	各専修教職必修科目★	24	24	24
	各専修教職選択科目☆	22	20	
高等学校教諭専修免許状 (美術)	各専修教職必修科目★	—	24	24
	各専修教職選択科目△	—	26	
高等学校教諭専修免許状 (工芸)	各専修教職必修科目★	24	—	24
	各専修教職選択科目■	22	—	

1. 各専修教職必修科目

中学校教諭専修免許状（美術）（★）、高等学校教諭専修免許状（美術）（★）、高等学校教諭専修免許状（工芸）（★）

授業科目名	単位	工芸専修	デザイン専修
染研究Ⅰ	12	★	—
染研究Ⅱ	12	★	—
織研究Ⅰ	12	★	—
織研究Ⅱ	12	★	—
陶磁器研究Ⅰ	12	★	—
陶磁器研究Ⅱ	12	★	—
漆工研究Ⅰ	12	★	—
漆工研究Ⅱ	12	★	—
視覚伝達デザイン研究ⅠA	6	—	★
視覚伝達デザイン研究ⅠB	6	—	★
視覚伝達デザイン研究ⅡA	6	—	★
視覚伝達デザイン研究ⅡB	6	—	★
生活環境デザイン研究ⅠA	6	—	★
生活環境デザイン研究ⅠB	6	—	★
生活環境デザイン研究ⅡA	6	—	★
生活環境デザイン研究ⅡB	6	—	★

2. 各専修教職選択科目（☆、△、■）

中学校教諭専修免許状（美術）（☆）、高等学校教諭専修免許状（美術）（△）、高等学校教諭専修免許状（工芸）（■）

授業科目名	単位	工芸専修	デザイン専修
(芸) 比較美学研究A	2	☆	☆△
(芸) 比較美学研究B	2	☆	☆△
(芸) 日本芸術批評史研究A	2	☆	☆△
(芸) 日本芸術批評史研究B	2	☆	☆△
(芸) 東洋芸術批評史研究A	2	☆	☆△
(芸) 東洋芸術批評史研究B	2	☆	☆△
(芸) 西洋芸術批評史研究A	2	☆	☆△
(芸) 西洋芸術批評史研究B	2	☆	☆△
(芸) 東洋芸術文化学研究A	2	■	—
(芸) 東洋芸術文化学研究B	2	■	—
(芸) 民族芸術学特論	2	■	—
(芸) 比較工芸史研究	2	■	—
(デ) 装飾様式論	2	■	—
(デ) 生活環境デザイン論	2	■	—
(デ) 産業デザイン論	2	■	—
(デ) 映像論	2	■	△
(デ) 舞台美術論	2	■	△
(彫) 環境芸術演習	2	■	△
(デ) デザイン課題演習	2	☆■	—
(絵) 絵画課題演習	2	☆	☆△
(彫) 彫刻課題演習	2	☆	☆△

※網掛け：修了単位に換算されない科目

教職課程表（専修免許状に必要な専門教育科目）

環境造形専攻

専修免許状	授業科目	絵画専修	彫刻専修	必要単位数
中学校教諭専修免許状 （美術）	各専修教職必修科目★	24	24	24
	各専修教職選択科目☆	28	28	
高等学校教諭専修免許状 （美術）	各専修教職必修科目★	24	24	24
	各専修教職選択科目△	26	26	

1. 各専修教職必修科目

中学校教諭専修免許状（美術）（★）、高等学校教諭専修免許状（美術）（★）

授業科目名	単位	絵画専修	彫刻専修
絵画研究Ⅰ	12	★	—
絵画研究Ⅱ	12	★	—
彫刻研究Ⅰ	12	—	★
彫刻研究Ⅱ	12	—	★

2. 各専修教職選択科目

中学校教諭専修免許状（美術）（☆）、高等学校教諭専修免許状（美術）（△）

授業科目名	単位	絵画専修	彫刻専修
（芸）比較美学研究A	2	☆△	☆△
（芸）比較美学研究B	2	☆△	☆△
（芸）日本芸術批評史研究A	2	☆△	☆△
（芸）日本芸術批評史研究B	2	☆△	☆△
（芸）東洋芸術批評史研究A	2	☆△	☆△
（芸）東洋芸術批評史研究B	2	☆△	☆△
（芸）西洋芸術批評史研究A	2	☆△	☆△
（芸）西洋芸術批評史研究B	2	☆△	☆△
（デ）映像論	2	△	△
（デ）舞台美術論	2	△	△
（彫）環境芸術演習	2	△	△
（染）染課題演習	2	☆	☆
（織）織課題演習	2	☆	☆
（陶）陶磁器課題演習	2	☆	☆
（漆）漆工課題演習	2	☆	☆
（デ）デザイン課題演習	2	☆△	☆△
（絵）絵画課題演習	2	—	☆△
（彫）彫刻課題演習	2	☆△	—

※網掛け：修了単位に換算されない科目

教職課程表（専修免許状に必要な専門教育科目）

比較芸術学専攻

専修免許状	授業科目	比較芸術学専修	必要単位数
中学校教諭専修免許状 (美術)	各専修教職必修科目★	0	24
	各専修教職選択科目☆	58	
高等学校教諭専修免許状 (美術)	各専修教職必修科目★	0	24
	各専修教職選択科目△	58	

1. 各専修教職必修科目（★）

中学校教諭専修免許状（美術）（★）、高等学校教諭専修免許状（美術）（★）

授業科目名	単位	比較芸術学専修
—	0	—

2. 各専修教職選択科目

中学校教諭専修免許状(美術)(☆)、高等学校教諭専修免許状(美術)(△)

授業科目名	単位	比較芸術学専修
(芸) 比較美学研究A	2	☆△
(芸) 比較美学研究B	2	☆△
(芸) 日本芸術批評史研究A	2	☆△
(芸) 日本芸術批評史研究B	2	☆△
(芸) 東洋芸術批評史研究A	2	☆△
(芸) 東洋芸術批評史研究B	2	☆△
(芸) 西洋芸術批評史研究A	2	☆△
(芸) 西洋芸術批評史研究B	2	☆△
(デ) デザイン課題演習	2	☆△
(絵) 絵画課題演習	2	☆△
(彫) 彫刻課題演習	2	☆△
比較芸術学特殊研究A	2	☆△
比較芸術学特殊研究B	2	☆△
比較美学特殊演習Ⅰ	4	☆△
比較美学特殊演習Ⅱ	4	☆△
日本美術史特殊演習Ⅰ	4	☆△
日本美術史特殊演習Ⅱ	4	☆△
東洋美術史特殊演習Ⅰ	4	☆△
東洋美術史特殊演習Ⅱ	4	☆△
西洋美術史特殊演習Ⅰ	4	☆△
西洋美術史特殊演習Ⅱ	4	☆△

※網掛け：修了単位に換算されない科目

教職課程表（専修免許状に必要な専門教育科目）

音楽芸術研究科舞台芸術専攻

専修免許状	科 目	舞台芸術 専 攻	必 要 単 位 数
	(別表第2に表示)		
中学校教諭専修免許状（音楽） 高等学校教諭専修免許状（音楽）	各専修教職必修科目（★）	24	24
	各専修教職選択科目（☆）	6	

1. 各専修教職必修科目（★）

授業科目名	単 位	琉球古典音楽専修	琉球舞踊組踊専修
琉球古典音楽研究Ⅰ	8	★	—
琉球古典音楽研究Ⅱ	8	★	—
琉球舞踊組踊研究Ⅰ	8	—	★
琉球舞踊組踊研究Ⅱ	8	—	★
日本音楽史研究	4	★	—
民俗芸能論研究	4	—	★
声楽実技演習	2	★	★
器楽実技演習	2	★	★

2. 各専修教職選択科目

授業科目名	単 位	琉球古典音楽専修	琉球舞踊組踊専修
課題演習	2	☆	☆
琉球楽劇論研究	4	☆	—
琉球楽劇論研究	4	—	☆

音楽芸術研究科演奏芸術専攻

専修免許状	科 目	演奏芸術 専 攻	必 要 単 位 数
	(別表第2に表示)		
中学校教諭専修免許状（音楽） 高等学校教諭専修免許状（音楽）	各専修教職必修科目（★）	4	24
	各専修教職選択科目（☆）	26	

1. 各専修教職必修科目（★）

授業科目名	単 位	声楽専修	ピアノ専修	管弦打楽専修
協奏曲研究	2	★	★	★
課題演習	2	★	★	★

2. 各専修教職選択科目

授業科目名	単 位	声楽専修	ピアノ専修	管弦打楽専修
声楽研究Ⅰ	4	☆	—	—
声楽研究Ⅱ	6	☆	—	—
オペラ総合実習A-Ⅰ	3	☆	—	—
オペラ総合実習A-Ⅱ	3	☆	—	—
声楽特殊研究A	2	☆	—	—
声楽特殊研究B	2	☆	—	—
ピアノ研究Ⅰ	6	—	☆	—
ピアノ研究Ⅱ	8	—	☆	—
ピアノ特殊研究	2	—	☆	—
声楽曲伴奏法	2	—	☆	—
室内楽実習Ⅰ	2	—	☆	—
管弦打楽研究Ⅰ	6	—	—	☆
管弦打楽研究Ⅱ	6	—	—	☆
オーケストラ研究Ⅰ	2	—	—	☆
オーケストラ研究Ⅱ	2	—	—	☆
西洋音楽史研究	4	☆	☆	☆
楽曲分析研究	2	☆	☆	☆
管弦打楽特殊研究	2	—	—	☆
室内楽実習Ⅰ	2	—	—	☆

教職課程表（専修免許状に必要な専門教育科目）

音楽芸術研究科音楽学専修・作曲専修

専修免許状	科 目	音楽学 専 修	作曲専修	必 要 単位数
	(別表第2に表示)			
中学校教諭専修免許状（音楽） 高等学校教諭専修免許状（音楽）	各専修教職必修科目（★）	4	0	24
	各専修教職選択科目（☆）	36	30	

1. 教職必修科目（★）

授業科目名	単位	音楽学専修	作曲専修
声乐実技演習	2	★	—
器楽実技演習	2	★	—

2. 教職選択科目

授業科目名	単位	音楽学専修	作曲専修
演習Ⅰ	6	☆	—
演習Ⅱ	6	☆	—
原典講読	4	☆	—
民族音楽学研究	4	☆	—
民族舞踊学研究	4	☆	—
民俗芸能論研究	4	☆	—
西洋音楽史研究	4	☆	—
日本音楽史研究	4	☆	—
作曲実習Ⅰ	6	—	☆
作曲実習Ⅱ	6	—	☆
作曲演習Ⅰ	2	—	☆
作曲演習Ⅱ	2	—	☆
課題演習	2	—	☆
西洋音楽史研究	4	—	☆
楽曲分析研究	2	—	☆
専門関連実技演習Ⅰ	2	—	☆
専門関連実技演習Ⅱ	2	—	☆
楽曲構造特殊研究	2	—	☆

平成31年度「教育の基礎的理解に関する科目等及び各教科の指導法」担当教員一覧

科目名	教員名	備考
教職論(A)(B) 教職研究	大城 進	非常勤講師
教育原理(A)(B)	芳澤 拓也	
教育心理学(A)(B)	城間 祥子	
教育方法(A)(B)	城間 祥子	
情報処理教育	芳澤 拓也 城間 祥子	
教育行政	照屋 信治	非常勤講師
学校カウンセリング(A)(B)	松田 盛雄	客員教授
教育課程(A)(B)	城間 祥子	
生徒・進路指導論 生徒指導論(進路指導を含む)	松田 盛雄	客員教授
	芳澤 拓也	
美術科教育法Ⅰ	瑞慶山 昇	非常勤講師
美術科教育法Ⅱ	瑞慶山 昇	非常勤講師
美術科教育法Ⅲ	瑞慶山 昇	非常勤講師
工芸科教育法	田里 みのり	非常勤講師
音楽科教育法Ⅰ	大山 伸子	非常勤講師
音楽科教育法Ⅱ	小波津 繁雄	非常勤講師
音楽科教育法Ⅲ	小波津 繁雄	非常勤講師
道徳の理論及び指導法 (A)(B) 道徳の指導法(A)(B) 道徳教育の研究(A) (B)	芳澤 拓也	中学校教諭免許状取得希望者必修
特別活動	芳澤 拓也	
教育実習(長期)	松田 盛雄 芳澤 拓也	中学校教諭免許状取得希望者対象 教育実習の履修条件を満たしていること
教育実習(短期)	松田 盛雄 芳澤 拓也	高等学校教諭免許状のみ取得希望者対象 教育実習の履修条件を満たしていること
教職実践演習(中・高)	松田 盛雄 芳澤 拓也	

※ 科目名の後の(A)(B)等はクラス名を表す。

教職課程専任教員

職名及び氏名	研究室電話番号	メールアドレス
教授 芳澤 拓也	098-882-5014	y-takuva@okigei.ac.jp
准教授 城間 祥子	098-882-5066	shiroma@okigei.ac.jp

教職課程事務担当(事務局教務学生課)

職名及び氏名	電話・FAX番号	メールアドレス
主任 長嶺 哲郎	電話：098-882-5080 FAX：098-882-5033	nagamit@pref.okinawa.lg.jp

全学教育センター事務室

職名及び氏名	電話・FAX番号	メールアドレス
貸金職員 吉田 香世 (他1名)	電話：098-882-5013 FAX：098-882-5013	zengaku@okigei.ac.jp

2020（令和2）年度

教職課程のしおり

～ 教職をめざす学生のために ～

発行 2020（令和2）年4月

編集 沖縄県立芸術大学教職課程 芳澤 拓也（教授）

城間 祥子（准教授）

事務局教務学生課

発行 沖縄県立芸術大学
